

(案)

いのち支えるちがさき自殺対策計画 (素案)

～誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現を目指して～

(第2期 茅ヶ崎市自殺対策計画)

<令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)>

茅ヶ崎市

目 次

第1章 自殺対策計画策定の背景と目的
第1節 本計画策定の背景
1 国の動き	
2 神奈川県動き	
3 本市の動き	
第2節 本計画の目的
1 本計画の目的
2 計画改定の目的
第3節 本計画の位置づけ
1 法的位置づけ	
2 市政における位置づけ	
3 計画期間
4 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた自殺対策の推進
第2章 本市の自殺の現状と課題
第1節 自殺者数と自殺死亡率
1 本市の自殺者数及び自殺死亡率の推移	
2 本市の自殺死亡率と全国、神奈川県との比較	
3 本市の自殺者数の性別推移	
4 本市の自殺者数の年齢別推移	
5 本市の自殺者数の職業別推移	
6 本市の自殺者の同居人の有無	
7 本市の自殺者の自殺未遂歴の有無	
8 本市の自殺者の特徴	
第2節 前計画の評価
1 前計画の評価について	
2 前計画の課題と取組の方向性について	
第3章 いのちを支える自殺対策の取組
第1節 施策体系
1 基本理念	
2 基本方針	
3 重点施策	

第2節 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第3節 施策展開

- 重点施策1 市民一人一人の気付きと見守りを促す
- 重点施策2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 重点施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 重点施策4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 重点施策5 地域における自殺リスクを低下させる
- 重点施策6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 重点施策7 遺された人への支援を充実する
- 重点施策8 民間団体との連携を強化する
- 重点施策9 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 重点施策10 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 重点施策11 女性の自殺対策を更に推進する

第4節 本計画の推進体制と評価・・・・・・・・・・・・・・・・

- 1 本計画の推進体制
- 2 本計画の進捗管理・評価

資料編

- 1 自殺対策に関する用語集・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 相談機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会規則・・・・・・・・
- 茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会委員名簿・・・・・・・・
- 5 茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会要綱・・・・・・・・

第1章 自殺対策計画改定の背景と目的

第1章 自殺対策計画策定の背景と目的

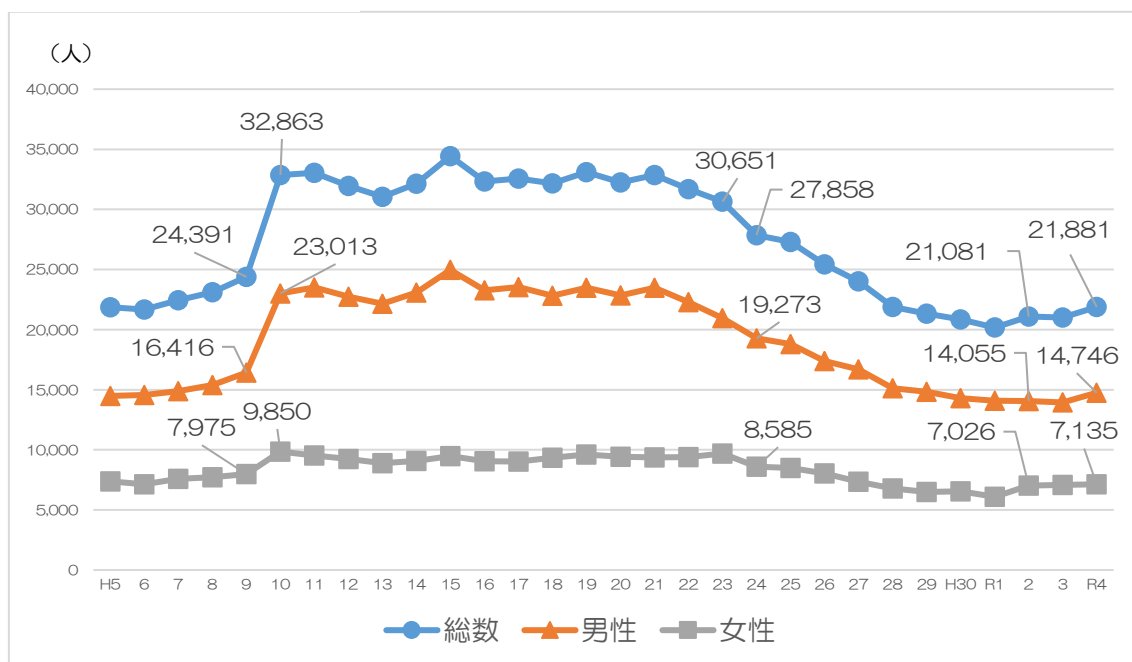
第1節 本計画策定の背景

1 国の動き

平成10年以降、14年連続して自殺者数が3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回りました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は11年ぶりに増加し、令和4年は21,881人となっています。

○全国の自殺者数の推移



参考：厚生労働省 令和5年版自殺対策白書

平成10年に自殺者数が3万人を超え、それ以降、高い水準で推移してきました。このような状況の下、平成18年に自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として「自殺対策基本法（平成18年法律第85号）」（以下「自殺対策基本法」という。）が制定されました。平成28年には自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

平成19年6月の閣議で、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。自殺総合対策大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされており、平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われ、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

新たな自殺総合対策大綱では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性や小中高生の自殺者が増加していることから、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」や「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を今後5年間で取り組むべき施策として新たに位置付けられました。

2 神奈川県動き

平成19年に、神奈川県は年間約1,800人の県民が自殺で亡くなっていたことを受けて、自殺対策の総合的な推進を目的として同年6月に「かながわ自殺対策会議」を政令指定都市と共同で設置しました。

また、平成23年3月には「かながわ自殺総合対策指針」を策定し「孤立しない地域づくり」を目指して取り組んできました。

平成30年3月、自殺対策基本法に基づき「かながわ自殺対策計画」が策定されました。令和5年3月、自殺対策に関する状況や動向、自殺対策基本法や新たな自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策を引き続き総合的かつ効果的に進めていくために、「かながわ自殺対策計画」を改定しました。

3 本市の動き

茅ヶ崎市（以下「本市」という。）では、平成23年度に茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を設置し、庁内横断的な取り組みの推進を図ってきました。

平成31年3月、自殺対策基本法に基づき「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第1期茅ヶ崎市自殺対策計画）」（以下「前計画」という。）を策定し、さらに、令和6年3月、自殺対策における課題や本市の自殺の状況を踏まえ「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 本計画の目的

1 本計画の目的

本市の実情を踏まえ、国及び神奈川県と連携しつつ、市民に身近な行政機関として、市民や関係団体と緊密な連携・協働により「誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現」に向け、自殺対策を推進します。

2 計画改定の目的

これまで本市では、前計画に基づき、自殺対策に関する取組を進めてきました。

前計画の終期が令和5年度であるとともに、自殺総合対策大綱の改正や「かながわ自殺対策計画」が改定され、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、引き続き基本理念である「誰も追い込まれることのない共に支えあう茅ヶ崎市の実現」に向け、総合的に自殺対策を進めていくことを目的に計画を改定しました。

第3節 本計画の位置づけ

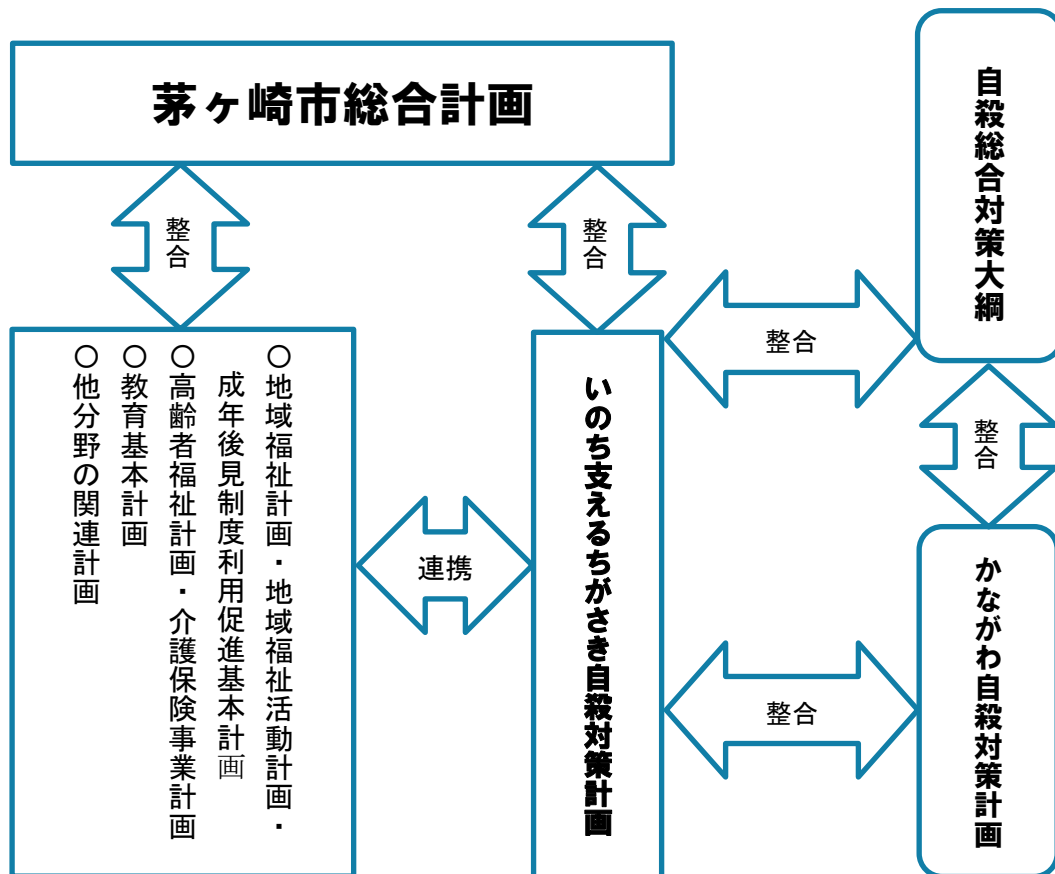
1 法的位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。

自殺対策基本法 第13条第2項
市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において『市町村自殺対策計画』という。）を定めるものとする。

2 市政における位置づけ

本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」の個別計画であり、本市の自殺対策の基本となる計画です。国の自殺総合対策大綱及び「かながわ自殺対策計画」と整合を図り、本市における他の計画と連携しながら推進します。



3 計画期間

本計画の計画期間は、自殺総合対策大綱の見直し期間及びかながわ自殺対策計画の計画期間と同様の5年間とし、令和6年度から令和10年度までとします。

また、国の政策、市の総合計画及び他の計画と整合を図る必要があることから、適時、計画の見直しを行うほか、令和8年度に中間評価を行います。

	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028
自殺対策計画					

4 SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた自殺対策の推進

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (エスディーゼズ) とは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念としており、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを掲げています。

(2) SDGsと本計画の推進

自殺対策は「誰も追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開する必要があります。これは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策はSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。本計画に掲げる施策と関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置付けます。

	<p>貧困</p>	<p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>保健</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>教育</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を確保する</p>
	<p>ジェンダー</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
	<p>経済成長と雇用</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
	<p>不平等</p>	<p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>実施手段</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第2章 本市の自殺の現状と課題

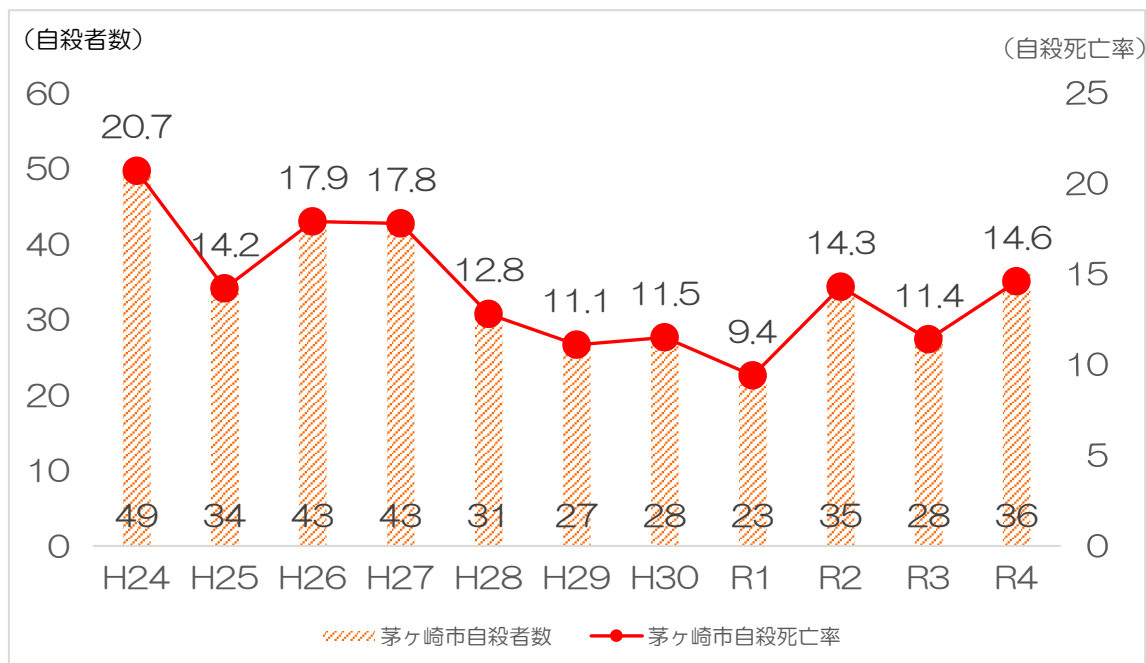
第2章 本市の自殺の現状と課題

第1節 自殺者数と自殺死亡率¹

1 本市の自殺者数及び自殺死亡率の推移

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」によると、平成28年から令和元年にかけて自殺者数は減少傾向にあり、令和元年は23人と平成24年以降で最少値となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は、35人と前年より10人以上の増加となり、令和3年には再び減少したものの令和4年は36人と増加しています。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

¹ 人口10万人あたりの自殺者数のこと。

2 本市の自殺死亡率と全国、神奈川県との比較

本市の自殺死亡率は全国、神奈川県と比較して低い数値で推移しています。

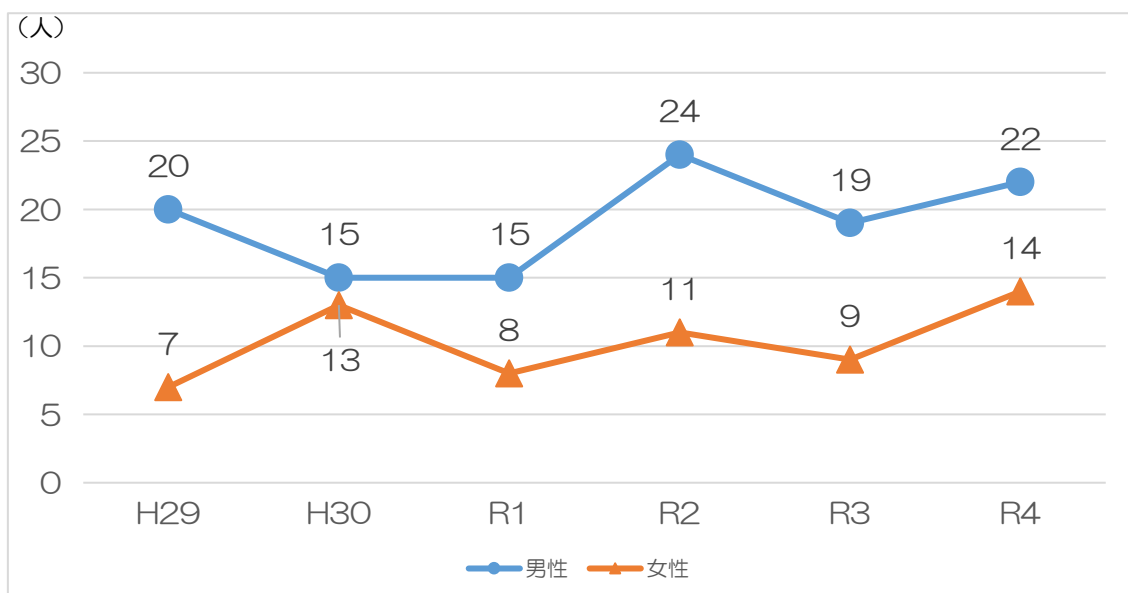
	H30	R1	R2	R3	R4
全国	16.1	15.6	16.4	16.4	17.2
神奈川県	14.0	12.0	14.3	13.8	14.8
茅ヶ崎市	11.5	9.4	14.3	11.4	14.6

参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3 本市の自殺者数の性別推移

自殺者数の推移を性別で比較すると、女性より男性の自殺者が多い状況です。男性は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年に、前年より9人増加し、24人となりました。女性も令和2年に、前年より3人増加し、11人となりました。

令和3年には、男性、女性ともに再度減少しましたが、令和4年には、男性は22人、女性は14人と増加しています。

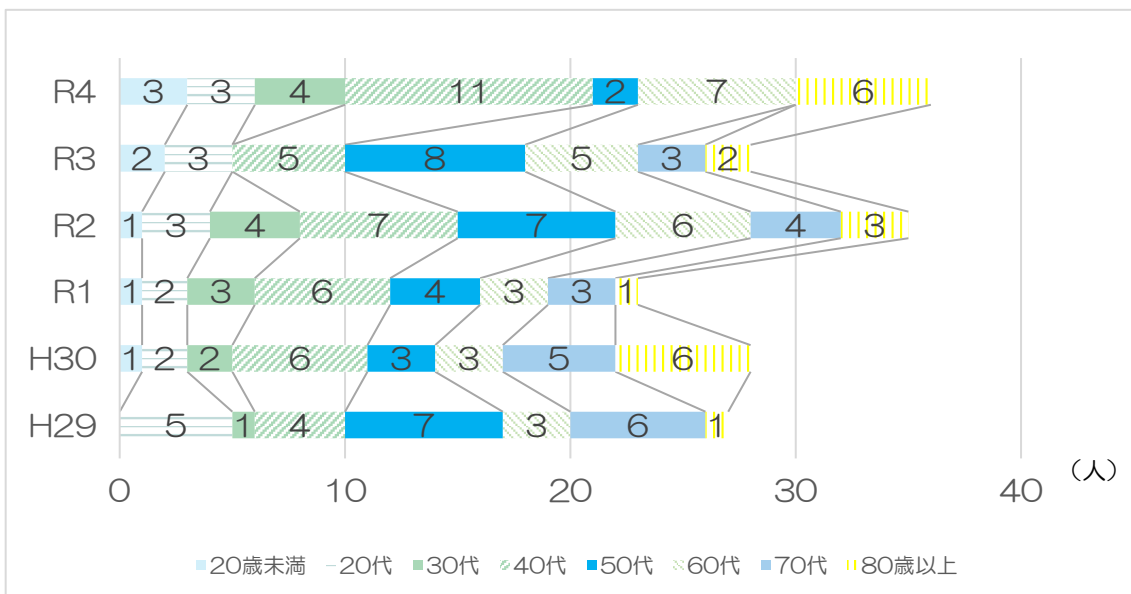


参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4 本市の自殺者数の年齢別推移

(1) 全体の年齢別推移

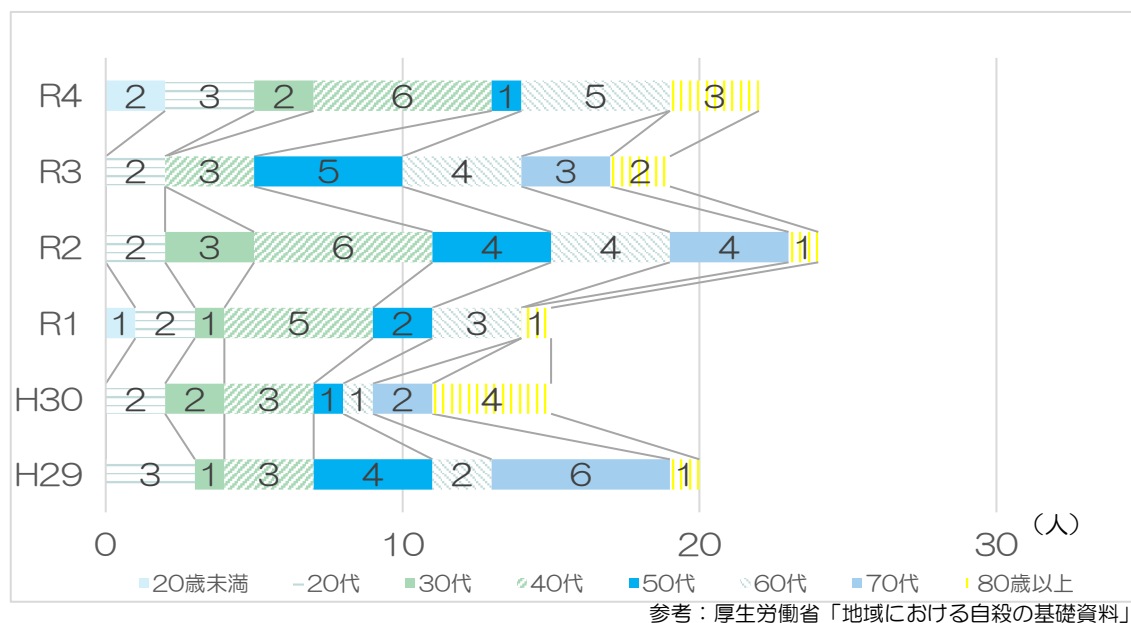
世代別の比較では、40代と50代、60代の自殺者数が多い傾向にあります。新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は、20歳未満を除くすべての世代の自殺者数が増加しています。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 男性の年齢別推移

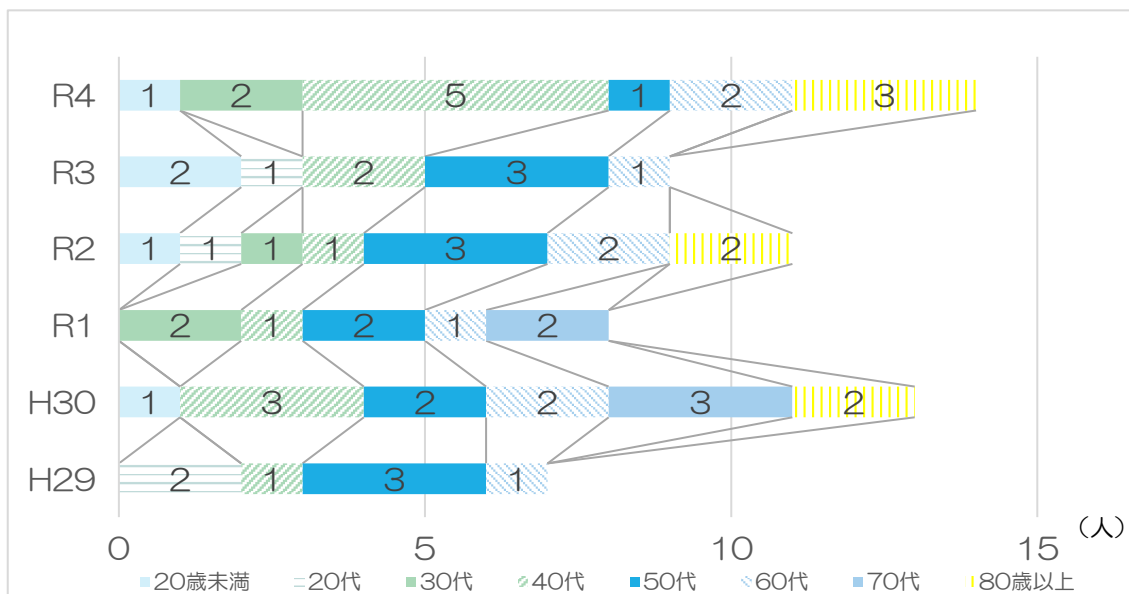
男性では5年間の累計で40代、60代、50代の順に多いです。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 女性の年齢別推移

女性では5年間の累計で40代、50代、60代の順に多いです。

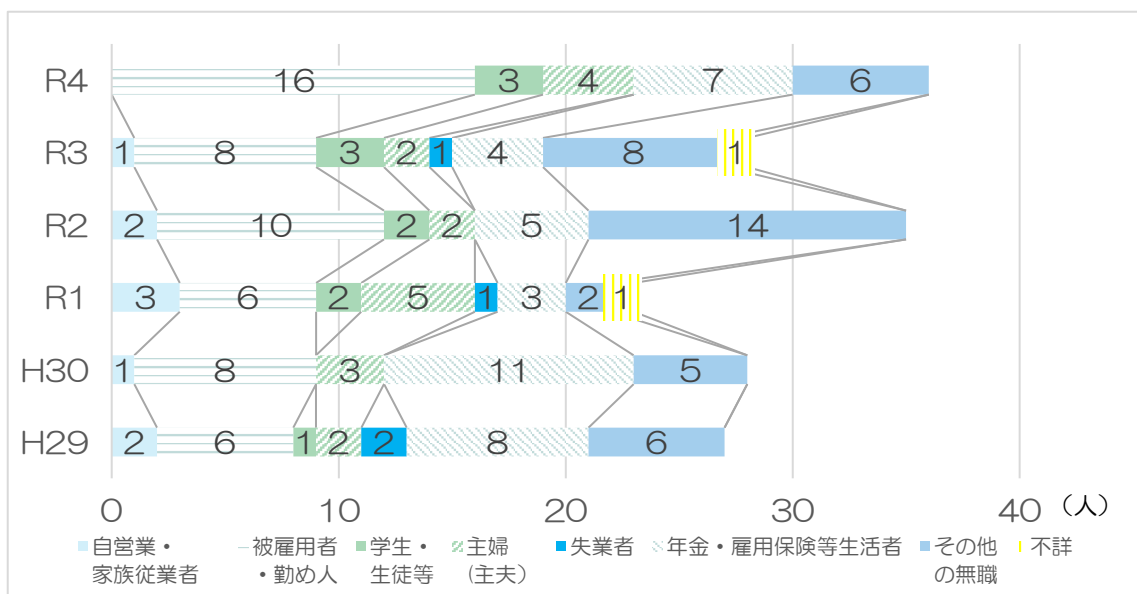


参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

5 本市の自殺者数の職業別推移

(1) 全体の職業別推移

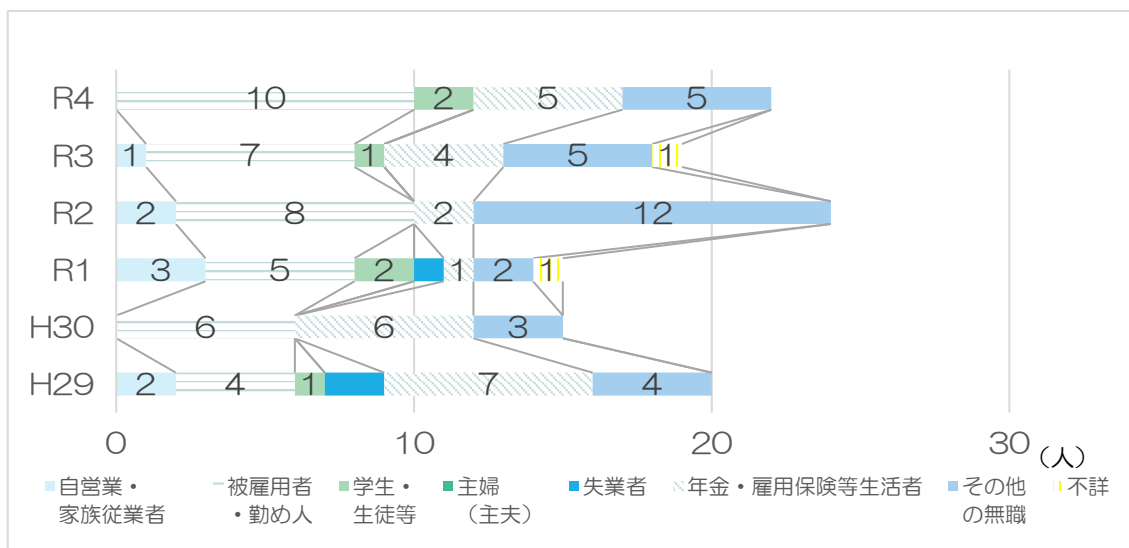
職業別に比較すると、「被雇用者・勤め人」、「年金・雇用保険生活者」及び「その他の無職」の自殺者数が多い傾向にあります。特に、令和2年は「その他の無職」の自殺者数が大きく増加しました。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 男性の職業別推移

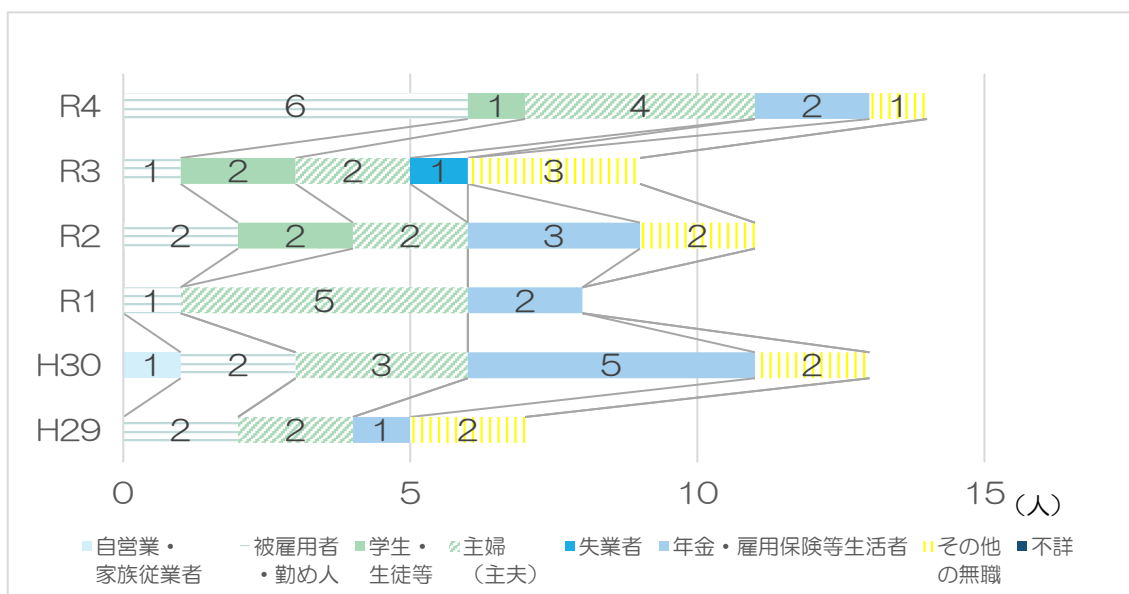
男性では、5年間の累計で「被雇用者・勤め人」が最も多くなっています。
また、令和2年は「その他の無職」が10名増加しています。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 女性の職業別推移

女性では、5年間の累計で「主婦」が最も多くなっています。
また、令和4年は「被雇用者・勤め人」が5名増加しました。

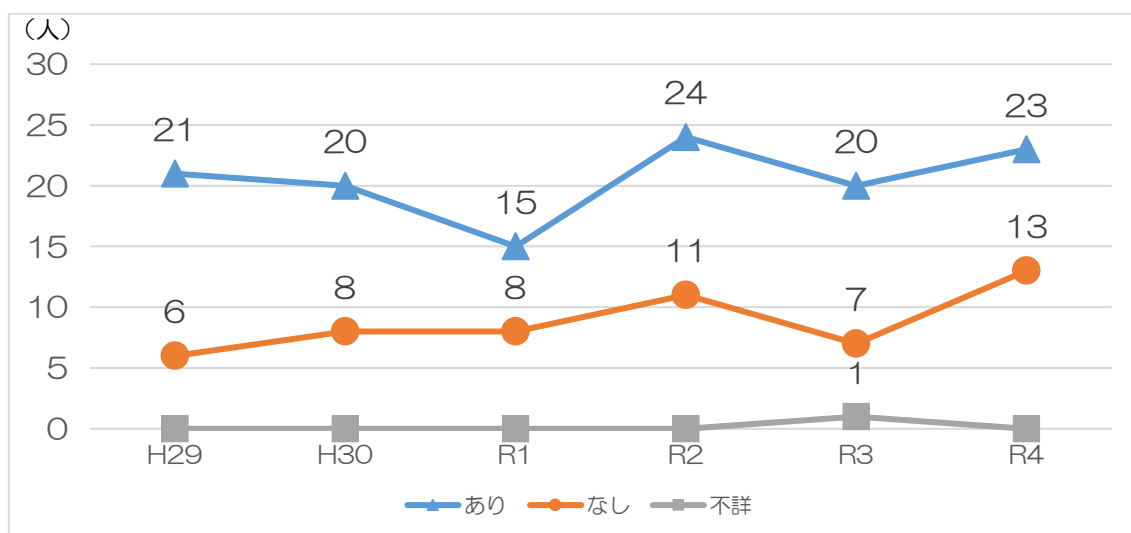


参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

6 本市の自殺者の同居人の有無

同居人の有無で比較すると、同居人がいる自殺者が多いです。

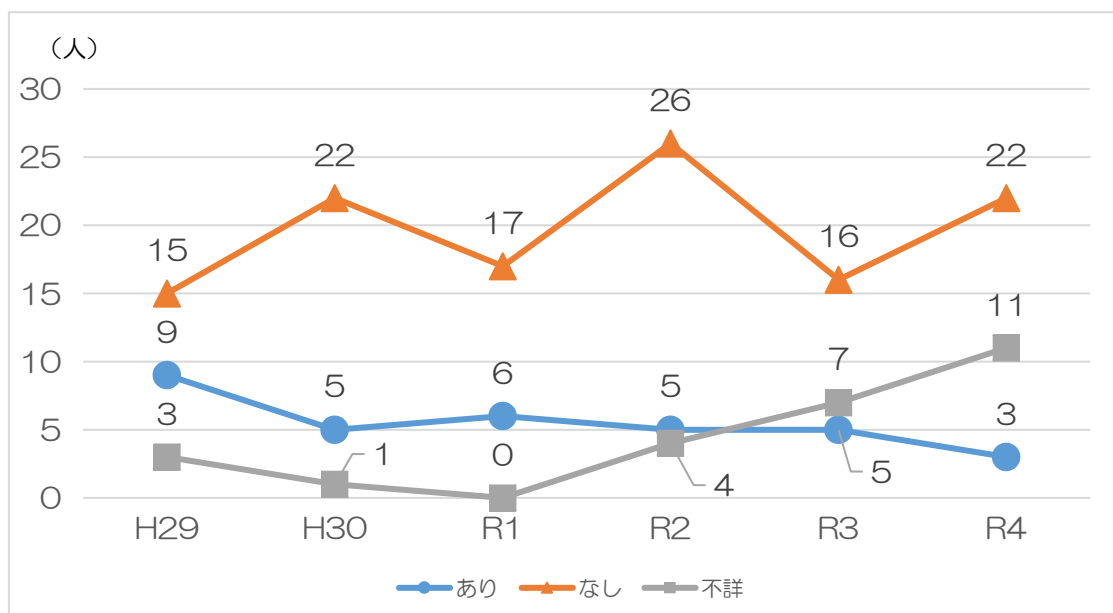
新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は、同居人がいる自殺者が前年より9人増加しています。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

7 本市の自殺者の自殺未遂歴の有無

自殺未遂歴の有無で比較すると、自殺未遂歴がない自殺者が多いです。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

8 本市の自殺者の特徴

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター¹が、市町村ごとに、平成29年から令和3年までの5年間の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」によると、本市では男性40歳～59歳の有職で同居者がいる層が多い結果となりました。自殺に至る背景としては、職場での配置転換による過労や職場の人間関係の悩み、仕事の失敗等が挙げられています。また、次に多いのが、女性40歳～59歳の無職で同居者がいる層であり、近隣関係の悩みや家族間の不和が背景として挙げられています。

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺 死亡率	背景にある 主な自殺の危機経路
1位：男性 40～59歳 有職同居	17人	12.1%	11.6	配置転換→過労→ 職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：女性 40～59歳 無職同居	16人	11.3%	17.5	近隣関係の悩み+家族間の不和 →うつ病→自殺
3位：男性 60歳以上 無職同居	15人	10.6%	17.2	失業（退職）→生活苦+ 介護の悩み（疲れ）+身体疾患 →自殺
4位：男性 60歳以上 無職独居	13人	9.2%	86.5	失業（退職）+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観 →自殺
5位：男性 20～39歳 無職同居	11人	7.8%	55.3	①【30代その他無職】 ひきこもり+家族間の不和 →孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗 →将来悲観→うつ状態→自殺

参考：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター¹「地域自殺実態プロファイル」

¹ 「自殺対策の総合的かつ効果的な」実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」第4条第1項に基づき、令和2年2月27日に国が指定調査研究等法人に指定した。

第2節 前計画の評価

1 前計画の評価について

前計画では、誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現に向けて、自殺死亡率の数値目標を設定し、5つの基本方針と3つの重点施策を位置付けました。

前計画の評価を数値目標である自殺死亡率の達成状況及び5つの基本方針と3つの重点施策の総評をもとに行いました。

(1) 自殺死亡率の達成状況について

自殺総合対策大綱及び「かながわ自殺対策計画」の数値目標を踏まえ、令和元年度から令和5年度までの5年間で、平成28年の自殺死亡率12.8から15%以上の減少となる10.9以下を目標としました。

本市の自殺死亡率の推移について、令和元年には一旦9.43となりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和2年には、14.3と増加しました。

厚生労働省が公表する「地域における自殺の基礎資料」により、前計画の最終年度である、令和5年度末に把握できる自殺死亡率は令和4年の数値となりますが、令和4年の自殺死亡率は14.6であるため、目標は達成できませんでした。

【本市の自殺死亡率の推移】

H28 (基準値)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
12.8	11.1	11.5	9.4	14.3	11.4	14.6

参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 基本方針・重点施策の総評

前計画における、5つの基本方針と3つの重点施策に位置付けられた事業について、取組状況を踏まえ評価を行いました。

基本方針1 市民への啓発と周知

基本施策	主な取組内容
<p>1－(1) 市民に対する普及啓発活動の実施</p>	<p>9月の自殺予防週間に茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキにて、自殺予防に関するのぼり旗の設置や、市役所市民ふれあいプラザにおいて自殺対策に関する展示を行いました。</p> <p>また、3月の自殺対策強化月間において、市広報紙に自殺対策に関する記事を掲載したほか、庁内に啓発ポスターを掲示しました。</p>
<p>1－(2) 各種メディア媒体を活用した啓発活動</p>	<p>自殺対策に関する事業について、その周知のため、市広報紙、市ホームページ、SNS等を活用しました。</p>
<p>1－(3) うつ病の知識と理解を深める普及啓発活動の推進</p>	<p>こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」を作成し、様々な場所で配布しました。</p>
<p>1－(4) 地域と連携した情報の発信</p>	<p>市民まつりにてブースを設置し、自殺対策に関する普及啓発活動を行いました。</p>
<p>【評価】</p> <p>普及啓発において、様々な機会を活用したほか、市広報紙やSNS等の様々な媒体を活用し、普及啓発活動を行うことができました。引き続き、相談窓口などの支援に関する情報や自殺に関する正しい知識が市民に届くよう、工夫して取り組むことが必要です。</p>	

基本方針2 気づきと見守りのある地域づくりの推進

基本施策	主な取組内容
<p>2-（1） こころの健康づくり推進体制の整備</p>	<p>茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を開催し、医療機関や福祉団体等と、こころの健康への対策や精神疾患への対応について検討しました。</p> <p>茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催し、庁内における自殺対策の取組について共有し連携を深めました。</p>
<p>2-（2） 地域における相談支援体制の充実</p>	<p>こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」を作成し、様々な場所で配布しました。</p>
<p>2-（3） 様々な職種を対象としたゲートキーパー養成</p>	<p>市民、民生委員・児童委員等に対しゲートキーパー養成研修を行ったほか、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、ゲートキーパーに関する動画を作成し、YouTubeへアップロードしました。</p>
<p>【評価】</p> <p>茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会と茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会については、新型コロナウイルス感染症が感染拡大となった時期についても、書面会議も取り入れながら取組を継続し、関係機関や関係部局とメンタルヘルス対策や自殺対策について検討し理解を深めることができました。</p> <p>また、ゲートキーパー養成研修について、集合形式とオンライン形式の両方を併用したことで、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期においても、継続して養成することができました。</p>	

基本方針3 「つながる」を支える人材の育成

基本施策	主な取組内容
3- (1) ゲートキーパーのフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修修了者に対して、フォローアップ研修を開催しました。
3- (2) かかりつけ医等との精神科医師との連携強化	こころの健康相談において、精神科の治療が必要な方を医療機関につなぎました。
3- (3) 健康教育等によるこころのケア推進	市内の企業に対して、メンタルヘルスに関する健康教育を実施しました。
3- (4) 救急医と精神科医との連携強化	救急病院・精神科医療機関連絡会を開催し、医療機関同士の連携を深めました。
3- (5) 関係機関へのコンサルテーション	神奈川県精神保健福祉センターに協力いただき、地域の困難事例に関するコンサルテーションを行いました。
<p>【評価】</p> <p>ゲートキーパー養成研修修了者に対し、フォローアップ研修を開催したことで、知識や技術の向上を図ることができたほか、地域における困難事例については、神奈川県精神保健福祉センターのコンサルテーションにより、専門的な助言を得ることができ、実際の支援に活かすことができました。</p> <p>一方で、企業に対するメンタルヘルスに関する健康教育や救急病院・精神科医療機関連絡会については、新型コロナウイルス感染症が感染拡大して以降、実施が困難になることがあったため、実施方法や内容について検討が必要です。</p>	

基本方針4 生きることの促進要因への支援

基本施策	主な取組内容
<p>4-（1） 自殺未遂者への信頼できる人とのつながりの充実</p>	<p>自殺未遂者に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応し、必要な支援に繋がりました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの110番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。</p>
<p>4-（2） 自死遺族を対象とした相談支援体制の充実</p>	<p>自死遺族に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応したほか、自死遺族の集いに関するリーフレットを配架し、必要時には情報提供を行いました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの110番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。</p>

基本施策	主な取組内容
<p>4－（3） 生活困窮者への支援の充実</p>	<p>生活困窮者に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応し、必要な支援に繋がりました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの110番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。</p>
<p>4－（4） 育児、介護疲れ等のある方への支援の充実</p>	<p>育児、介護疲れ等のある方に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応し、必要な支援に繋がりました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの110番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。</p>
<p>【評価】</p> <p>様々な悩みを抱えた方が支援に繋がることができるよう、包括相談会や「茅ヶ崎市こころの110番（電話相談）」を開設し、相談の機会を確保してきましたが、引き続き、悩みを抱えた方が必要な支援につながるよう、関係部局との連携強化や取組や手法を工夫する必要があります。</p>	

基本方針5 若年層への自分を大切に取る取組の推進

基本施策	主な取組内容
<p>5- (1) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化</p>	<p>市内小中学校に、こころの健康に関する事業についてリーフレットを配布したほか、市内の専門学校の学園祭において、ブースを設置し、メンタルヘルスに関する普及啓発を行いました。</p>
<p>5- (2) 子ども・若者に関わる相談支援体制の充実</p>	<p>こころの健康相談において、学校で悩みを抱えた児童・生徒や保護者について、スクールソーシャルワーカー等と連携し対応しました。</p>
<p>5- (3) 若年層への普及啓発</p>	<p>市民まつりやスポーツイベント等で、ブースを設置し、若年層をターゲットとしてメンタルヘルスに関する普及啓発を行いました。</p>
<p>【評価】</p> <p>児童・生徒や保護者に対して、相談対応を行う中で、様々な関係機関が連携して対応し、効果的な支援につながるケースがある一方で、誰にも相談できず、悩みや問題を抱え自死に至るケースもあるため、児童・生徒の自殺予防に向けた支援体制を構築するとともに、相談窓口等を広く周知していくことが必要です。</p>	

重点施策1 働く世代対策（勤務・経営対策）

<p>主な取組内容</p>	<p>○市内の企業に対して、メンタルヘルスに関する健康教育を実施しました。</p> <p>○求職者への支援として、合同企業説明会において、ブースを設置しこころの健康相談を行いました。</p> <p>○包括相談会について、商工会議所ニュースに掲載していただき、周知を図りました。</p>
<p>【評価】</p>	<p>関係機関や関係部局と連携し、取組が実施できましたが、働き盛りの男性が自殺のハイリスク層とされる中で、男性からの相談は少数であることから、相談窓口の周知や実施方法を工夫する必要があります。</p>

重点施策2 シニア世代対策（高齢者対策）

<p>主な取組内容</p>	<p>○支援が必要な高齢者を早期に発見し、介入できるよう地域包括支援センターと連携し、対応しました。</p> <p>○こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」や自殺対策に関する事業の情報等を地域包括支援センターへ周知しました。</p>
<p>【評価】</p>	<p>自殺対策における高齢者支援では、特に孤立、ひきこもりによるうつ状態を予防していくことが大切であり、引き続き、地域包括支援センターや様々な機関と連携し、支援が必要な高齢者を早期に発見し、介入できるよう支援体制を整備する必要があります。</p>

重点施策3 経済的な問題対策（生活困窮者対策）

<p>主な取組内容</p>	<p>○生活保護を担当する関係部局職員にゲートキーパー養成研修を実施しました。</p> <p>○包括相談会において、生活困窮者にも相談対応できるよう相談員を確保しました。</p> <p>○こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」の中に、生活困窮者への支援を行う、生活自立相談窓口を掲載し、周知しました。</p>
<p>【評価】</p>	<p>生活困窮者は失業、疾病、障がい、高齢化、借金及び家族問題等、様々な問題を抱えているケースが多く、相談機会を充実させながら取組を進めてきましたが、複合的な問題を抱えた世帯への支援について、各問題への対策が効果的に実施できるよう、関係部局との連携をさらに強化することが必要です。</p>

2 前計画の課題と取組の方向性について

(1) 前計画の課題と取組の方向性について

本市の自殺者の特徴や前計画の取組状況から、課題及び取組の方向性を整理しました。

①関係部局及び関係機関相互の連携強化

【課題】

個別事例の対応の中で、経済問題、子育て問題及び家族問題など、複合的な問題を抱えている世帯への支援については、単独の部署や機関で対応することが困難な事例が多いため、関係部局及び関係機関相互の連携を更に深める必要があります。

【取組の方向性】

複数の問題を抱えている世帯への支援について、様々な相談窓口が効果的に連携できる仕組みづくりを推進し、地域における自殺リスクを低下させます。

②自殺対策に関わる人材育成に繋がる研修や普及啓発活動の実施

【課題】

自殺対策においては、自殺に傾く人に気づき、必要な支援へ繋げる人材の育成や、悩みを抱える人へ、支援に関する制度等の情報を確実に届けることが大切であるため、普及啓発や研修の実施方法を工夫する必要があります。

【取組の方向性】

市民一人一人が自殺に傾く方に気づき、適切な対応ができるよう実施方法を工夫しながらゲートキーパー養成を一層推進するとともに、様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識や支援に関する情報を発信します。

③様々な対象者に対する効果的な自殺対策の推進

【課題】

自殺者の背景には、健康問題、勤務問題、家庭問題など、様々な問題があります。これらに対する効果的な対策を立案し、推進していく必要があります。

【取組の方向性】

自殺者の背景にある、健康問題、勤務問題、家庭問題、女性、子ども・若者が抱える様々な問題等に対し、様々な手法を用いてメンタルヘルス対策のみならず、幅広く様々な対策を推進します。

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

施策

誰も追いつかれないことのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現

生きることの包括的な支援として推進する

関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

実践と啓発を両輪として推進する

国、神奈川県、本市、市民や関係団体との役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

一人一人の気づきと見守りを守る

2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

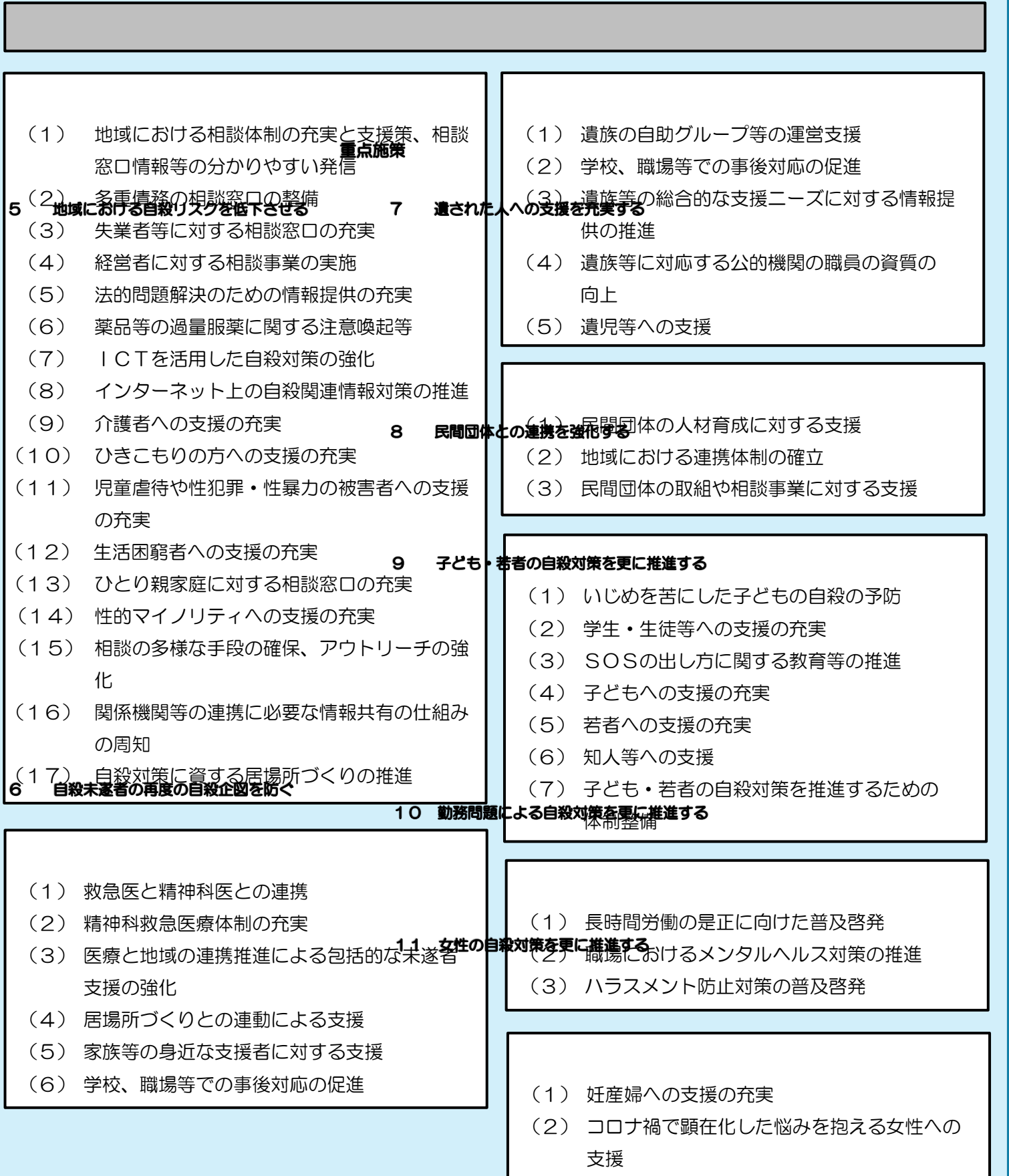
- (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- (4) うつ病等についての普及啓発の推進

- (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- (2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成
- (3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

- (1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
- (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
- (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
- (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- (5) うつ等のスクリーニングの実施
- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

体系



第3章 いのちを支える自殺対策の取組

第1節 施策体系

1 基本理念

誰も追いつまれない共に支え合う茅ヶ崎市の実現

前計画における課題や新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、増加傾向にある本市の自殺の状況を踏まえ、前計画と同様に「誰も自殺に追いつまれない共に支え合う茅ヶ崎市の実現」を掲げ、より総合的に自殺対策を推進し、基本理念の実現を目指した取組を進めていきます。

2 基本方針

自殺総合対策大綱及び、かながわ自殺対策計画における基本方針を踏まえ、本市においても、国、県と同じ方向性を持ち、自殺対策を推進していくため、次の6つを基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業、多重債務、生活苦、孤立等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ると、自殺リスクが高くなります。そのため、本市では「生きるための阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方を通じて本市の自殺リスクの低下に繋がられるよう取組を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。このため、心の悩み等の精神保健的な視点だけではなく、孤立、生活困窮等の社会・経済的な視点を含めた全体的な支援が必要です。支援の実施に当たっては、様々な分野の支援機関などが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、相互に連携を深めていきます。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個人の問題解決のための相談支援を行う「対人支援のレベル」、関係機関による実務連携で行う「地域連携のレベル」、法や計画等の整備や修正を行う「社会制度のレベル」の3つを有機的に連動させ、総合的に推進します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのような心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに助けを求めてもいい、ということが社会全体の共通認識となるよう、引き続き積極的に実践及び普及啓発を行います。

(5) 国、神奈川県、本市、市民や関係団体との役割を明確化し、その連携・協働を推進する

国

自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行うものとしてします。

神奈川県

地域の様々な機関・団体等と連携し、県民一人一人が主体となって、それぞれの立場で「孤立しない地域づくり」に向けた取組を進めるよう意識の醸成を図り、県全体で自殺対策を推進するものとしてします。

本市

自殺総合対策大綱や本市の実情等を踏まえ、自殺対策計画を策定し、国及び神奈川県と連携しつつ、市民に身近な行政機関として、市民や関係団体との緊密な連携・協働により自殺対策を推進します。

市民

自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう理解を深めるよう努めるものとしてします。

関係団体

保健、医療、福祉、教育、労働、法律及びその他の自殺対策に関係する専門職を有する団体は、本市の自殺対策に協力し、それぞれの特性等に応じて積極的に参画するものとしてします。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

本市は、自殺者並びに自殺未遂者及びそれらの者の親族等の名誉や生活の平穩に十分配慮し、不当に人権を侵害することのないよう自殺対策に取り組めます。

3 重点施策

国や神奈川県での自殺対策における施策の方向性及び本市の自殺対策における課題を踏まえ、重点施策として次の通り位置付け、一人でも多くの命を救うために、取組を推進します。

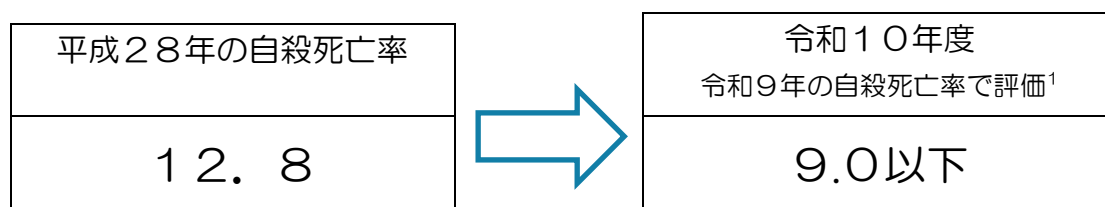
1	市民一人一人の気付きと見守りを促す
2	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
3	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
4	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
5	地域における自殺リスクを低下させる
6	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
7	遺された人への支援を充実する
8	民間団体との連携を強化する
9	子ども・若者の自殺対策を更に推進する
10	勤務問題による自殺対策を更に推進する
11	女性の自殺対策を更に推進する

第2節 数値目標

国は自殺総合対策大綱に、平成28年以降10年間で、自殺死亡率を30%以上減少することを数値目標として掲げました。

これを踏まえ、神奈川県では、平成28年の自殺死亡率と比較して、令和9年度（令和8年の自殺死亡率で評価）までに30%以上減らすことを数値目標としました。

本市では、国、神奈川県の数値目標を踏まえ、平成28年の自殺死亡率12.8と比較して、令和10年度（令和9年の自殺死亡率で評価）までに30%以上の減少となる9.0以下を目指します。



¹ 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」による自殺死亡率の把握できる数値は、令和10年度末では令和9年数値となる。

第3節 施策展開

重点施策1 市民一人一人の気付きと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのような心情や背景への理解の促進ができるよう、自殺対策における普及啓発活動を行います。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

事業名	内容	担当部署
SOSの出し方に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ SOSの出し方に関する定期的な教育を各学校に促し、SOSを出しやすい環境づくりを促進します。 	学校教育指導課

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課
自殺対策推進事業（人材育成）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(4) うつ病等についての普及啓発の推進

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	■ 精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行うほか、企業等へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。	保健予防課

重点施策2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

市民や様々な分野において支援に関わっている市内の専門家や支援者等に対してゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策に関わる人材を確保します。

また、養成したゲートキーパーへフォローアップ研修を実施することで資質の向上を図ります。

(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

重点施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスに適切に対応できるよう、環境整備を進めるとともに、心の健康の保持・増進のための体制整備を進めます。

(1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	内容	担当部署
地域・職域連携推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域保健と職域保健と職域保健を担う組織の有機的連携により、青年期・壮年期の勤労者の健康を向上させ、住民の生涯を通じた継続的な健康管理を支援します。 	地域保健課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行うほか、企業等へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。 	保健予防課

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課
自殺対策推進事業（体制整備）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。 	保健予防課
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健師や管理栄養士等が、電話や窓口にて食生活、運動のほか、個人の健康に関する相談に対応します。 	健康増進課

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	内容	担当部署
児童・生徒指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。 ■ 児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行います。 ■ 講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。 ■ 学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカーを派遣します。 ■ 各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。 	学校教育指導課
心の教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校に配置している「心の教育相談員」が、児童・生徒の悩みやストレスに早い段階から関われるよう、いつでも気軽に話せる環境を整えていきます。 ■ スクールカウンセラーを含めた教職員との連携を図り、組織的な相談・支援に取り組みます。 	教育センター

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
スクールカウンセラー配置活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーを各学校に配置します。 ■ 心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。 	教育センター

(4) 大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

重点施策4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性が高い人を早期発見し、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるようにします。

また、自殺の背景にある問題に対して包括的に対応するため、保健所政令市である強みを活かして、精神科医療、保健、福祉等の各施策との連動性を高めます。

(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

事業名	内容	担当部署
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市及び関係機関等が障がいのある方への支援の体制に関する地域の課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的として、地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議を行います。 	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（体制整備）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 ■ 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。 	保健予防課
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。 	保健予防課

(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 ■ 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。 	保健予防課

(3) かかりつけ医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上

事業名	内容	担当部署
医師臨床研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市保健所管内の臨床研修病院に勤務する医師（研修医）を対象とし、臨床研修のうちの地域保健研修を、研修協力施設として保健所で受け入れ、研修を行います。 	保健企画課
救急隊員育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 救急救命士が高度化する救急救命処置に対応することを目的に、最新の救急医療を学び、質の高い救急業務を維持するため、市民ニーズの把握、各種研修及び病院実習を計画的に実施します。 ■ 救急隊員の指導的な立場となる指導救命士を養成し、署内教育を充実させ、救急隊員の知識、技術の維持・向上を図ります。 	警防救命課
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

事業名	内容	担当部署
療育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ こどもセンターを拠点に発達に気がかりのある子どもに対して、個別相談や巡回相談、親子教室、専門相談等を行うことで、親子が適切な支援が受けられるよう、相談支援等を実施します。 	こども育成相談課
相談支援体制の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいのある方やその家族等が地域で安心した生活を送れるよう、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所（委託相談）及び指定特定・指定障害児相談支援事業所（計画相談）の役割を整理し、より分かりやすく相談しやすい環境を整備します。 ■ 相談支援事業所の相談員及び障害福祉サービス等事業所の従事者等を対象に、障がい特性や支援方法についての理解を深める研修を実施するなど、支援者支援及び相談支援強化を図ります。 	障がい福祉課

(5) うつ等のスクリーニングの実施

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課
一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護予防に関する知識の普及啓発や健康の維持、介護予防等に自主的に取り組めるよう、介護予防講演会、体操のCDやDVDの貸出、転倒予防教室、歌体操教室、フレイルチェック事業等を実施します。 	高齢福祉課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
妊産婦健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦の健康管理の推進を図るとともに、早期に母体の異常の有無を発見し、適切な治療や必要な保健指導につなげます。 ■ 産婦健康診査では、エジンバラ産後うつ病スケールを活用し、産後うつ病の早期発見を図ります。 	こども育成相談課
母子訪問指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提出された出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問に振り分け、保健師、助産師、主任児童委員、栄養士等が訪問し、対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。 ■ すべての対象者に連絡、訪問することで、相談に出向いてくることができない対象者を早期に把握し、継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。 	こども育成相談課

(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

事業名	内容	担当部署
多重債務相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 深刻な社会問題になっている多重債務問題について、職員や消費生活相談員が相談者の債務状況を聞き取り、生活再建に向けた債務整理の考え方を助言します。 ■ 必要に応じて法律相談や家計あんしん相談を案内します。 	市民相談課
生活困窮者自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。 	地域福祉課
依存症等対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関する相談や普及啓発講演会を実施します。 	保健予防課

(7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

事業名	内容	担当部署
医事等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療に関する患者・住民の苦情、心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設に対する助言及び情報提供、患者・住民に対する助言、情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保するため、医療安全相談窓口を設置運営します。 	地域保健課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
難病患者支援対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 難病患者及びその家族を対象に、療養上の不安の軽減を図り、保健や医療及び福祉に関する相談指導及び助言等を行うため、難病相談会、難病講演会、難病リハビリ教室、難病患者と家族のつどいを開催します。 ■ 訪問相談員の確保と質の向上を図るため、在宅難病患者保健福祉従事者研修会を開催し、訪問看護師等の育成を行います。 	保健予防課
難病患者相談・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 難病患者及びその家族等からの療養生活上の困りごとや不安等に対し訪問や相談対応し、不安の軽減を図ります。 ■ 難病患者が利用できる制度の紹介や障がい・介護福祉サービスの導入について、関係機関と連携して支援を行います。 	保健予防課
各種医療相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関、福祉施設、行政と連携し、患者の転院、在宅療養、医療相談等に迅速に対応します。 	患者支援センター
がん相談支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「がん相談支援センター」を設置し、がんについての様々な不安や悩みなどについての相談対応を行います。 	患者支援センター

重点施策5 地域における自殺リスクを低下させる

様々な分野において「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進するため、各相談窓口が効果的に連携できる仕組みづくりを推進するなど、地域における自殺リスクの低下を目指します。

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。 	地域福祉課
相談支援体制の機能強化(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいのある方やその家族等が地域で安心した生活を送れるよう、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所(委託相談)及び指定特定・指定障害児相談支援事業所(計画相談)の役割を整理し、より分かりやすく相談しやすい環境を整備します。 ■ 相談支援事業所の相談員及び障害福祉サービス等事業所の従事者等を対象に、障がい特性や支援方法についての理解を深める研修を実施するなど、支援者支援及び相談支援強化を図ります。 	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(普及啓発)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行うほか、企業等へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。 	保健予防課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

（2）多重債務の相談窓口の整備

事業名	内容	担当部署
多重債務相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 深刻な社会問題になっている多重債務問題について、職員や消費生活相談員が相談者の債務状況を聞き取り、生活再建に向けた債務整理の考え方を助言します。 ■ 必要に応じて法律相談や家計あんしん相談を案内します。 	市民相談課

（3）失業者等に対する相談窓口の充実

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 勤労市民会館でキャリアカウンセラーによる就労や労働に関する相談事業を実施します。 	産業観光課
街頭労働相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「解雇・雇止め・退職」「賃金」「職場の人間関係」「パワハラ・セクハラ」などの労働問題でお悩みの方、年金についてご相談したい方に社会保険労務士、県職員が相談対応します。 	産業観光課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。 	地域福祉課

事業名	内容	担当部署
生活保護受給者就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活保護制度における自立助長のため、稼働能力を有する被保護者に対し、生活保護担当ケースワーカーと生活保護就労支援員が専門的知識による協力のもと、支援対象者への就労指導を機能的かつ円滑に進め、きめ細やかな助言・指導等、就労支援の充実を図ることにより、支援対象者の経済的自立を促します。 	生活支援課
障がい者就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湘南地域就労援助センターと連携し、就労を希望する障がい者や障がい者雇用を希望する企業に対し相談等の支援を行います。 ■ 湘南地域就労援助センター及び藤沢公共職業安定所の協力により、「障がい者職業相談」を実施します。 ■ 市役所カフェドットコムにおいて、就労訓練の場を提供する「就労体験事業」の実施や障がい福祉課において「障がい者職場体験事業」を実施します。 ■ 職員課との共催により市職員を対象に研修会を開催し、障がい者雇用についての理解啓発を行います。 	障がい福祉課

(4) 経営者に対する相談事業の実施

事業名	内容	担当部署
中小企業経営・融資支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業の経営基盤の確立と経営の近代化を促進し、中小企業の健全な発展を図るため、市内指定金融機関に対し、預託金を支給し、制度融資を行います。 ■ 市内事業者に対しては、融資にかかる信用保証料や利子の補助を行います。 	産業観光課
中小企業経営等相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 神奈川県よろず支援拠点の出張相談の実施や市内事業者の経営診断・相談を実施します。 	産業観光課

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

事業名	内容	担当部署
市民相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活上の様々な困りごとや悩みごとについて、市民が気軽に相談ができ、安心して生活を送ることができるよう、各種相談窓口を開設します。 ■ 市職員や市民相談員、市民安全相談員が話を伺い、必要に応じて弁護士等の専門相談や関係機関を案内します。 	市民相談課

(6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等

事業名	内容	担当部署
依存症等対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関する相談や普及啓発講演会を実施します。 	保健予防課
医薬品等監視指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医薬品や毒劇物を取り扱う薬局等の営業施設について、法令に基づく許認可を適正に行うとともに、定期的な監視指導を行い、適正な販売、保管、管理等の向上を促します。 ■ 覚醒剤を始めとする薬物の乱用により精神と身体の両面に深刻な影響を及ぼすことから、薬物乱用防止に関する啓発に取り組みます。 	衛生課

(7) ICTを活用した自殺対策の強化

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(9) 介護者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護をしている方の交流の場を提供し、介護している方の健康を維持できるように支援するため、市直営及び市内13カ所の地域包括支援センターへ委託で実施します。 	高齡福祉課
認知症施策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症施策推進事業は、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行います。 ○認知症施策検討会議 認知症の方を支援している専門職による会議を開催し、本市の認知症施策について検討します。 ○認知症初期集中支援チーム員会議 認知症サポート医、精神科医、弁護士、地域包括支援センター等が集う会議を行い、認知症の早期受診・早期サービスの導入を図り、認知症の方や家族へ支援します。 ○認知症施策推進事業（委託） 地域包括支援センターの機能強化に伴い、13地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を兼務で配置し、市と連携協力して認知症施策の推進を図ります。 	高齡福祉課
SOSネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症高齢者の見守り体制を目的とし、認知症等のために行方不明となった高齢者を早期発見・早期保護するため、関係機関等への連絡や市民への搜索依頼（防災行政用無線の活用）を行います。 	高齡福祉課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
認知症高齢者 早期発見位置 お知らせサー ビス事業 (GPS装置 の貸与)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が行方不明になった時、早期に発見できるようにGPS装置を貸与します。 	高齢福祉課
高齢者等の福 祉の相談等に 関する事務 (福祉事務所 業務)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援が必要な高齢者及び家族等に対し、地域包括支援センター等の関係機関とも連携し必要な実情の把握に努めます。 ■ 必要な情報提供を行い、相談に応じ、必要な調査及び指導等の業務を行います。 	高齢福祉課
重層的支援体 制整備事業 (地域包括支 援センター運 営に関する事 務)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内13ヶ所の地域包括支援センターは、地域の身近な窓口として、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助等の包括的支援事業等を行います。 ■ 基幹型包括支援センターは、地域包括支援センターの後方支援を行います。 	高齢福祉課
若年性認知症 相談・指導事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若年性認知症の人、家族、当事者に関わる支援者等からの相談に対し、当事者の課題に応じた助言・指導を行います。 ■ 若年性認知症支援コーディネーターや地域支援者、関係機関と連携し、制度利用・介護サービス等の導入や、就労継続・社会参加等について支援します。 	保健予防課

事業名	内容	担当部署
認知症地域支援・人材育成に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若年性認知症の当事者が、本人らしく生活するために、地域における理解と協力を得るための普及啓発を行います。 ■ 地域の支援者を育成するため、研修等を行います。 	保健予防課

(10) ひきこもりの方への支援の充実

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。 	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
犯罪被害者等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るため、被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」による相談窓口を開設します。 ■ 一定の条件を満たした場合に見舞金の支給や住居確保の支援、日常生活の支援を行います。 	市民相談課
女性のための相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 中学生に向けたデートDV予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。 	多様性社会推進課
家庭児童相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。 ■ 保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。 	こども育成相談課

(12) 生活困窮者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。 	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実

事業名	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。 	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

(14) 性的マイノリティへの支援の充実

事業名	内容	担当部署
人権啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ パートナーシップ宣誓制度の運用を行いつつ、人権啓発を推進するため、人権啓発講演会を開催し、市民及び職員の人権に対する意識の向上を図ります。 ■ 県内の人権団体が開催する人権に関する研修・講演会に職員を派遣し、庁内での職員研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めます。 	多様性社会推進課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

(16) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。 	地域福祉課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。 	地域福祉課

(17) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。 	保健予防課

重点施策6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援をします。

(1) 救急医と精神科医.との連携

事業名	内容	担当部署
救急病院精神科医療機関連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 救急病院精神科医療機関連絡会において、自殺未遂者の支援について協議、検討を行い、救急病院と精神科病院の連携を強化します。 	保健予防課

(2) 精神科救急医療体制の充実

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。 	保健予防課

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

事業名	内容	担当部署
救急病院精神科医療機関連絡会（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 救急病院精神科医療機関連絡会において、自殺未遂者の支援について協議、検討を行い、救急病院と精神科病院の連携を強化します。 	保健予防課

(4) 居場所づくりとの連動による支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。 	保健予防課

(5) 家族等の身近な支援者に対する支援

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課

(6) 学校、職場等での事後対応の促進

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

重点施策7 遺された人への支援を充実する

自死遺族に対する支援を行うために、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を行うほか、支援体制について検討します。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。 	保健予防課

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(5) 遺児等への支援

事業名	内容	担当部署
家庭児童相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。 ■ 保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。 	こども育成相談課
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

事業名	内容	担当部署
<p>児童・生徒指導事業（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。 ■ 児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行います。 ■ 講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。 ■ 学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカーを派遣します。 ■ 各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。 	<p>学校教育指導課</p>

事業名	内容	担当部署
<p>スクールカウンセラー配置活用事業（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーを各学校に配置します。 ■ 心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。 	<p>教育センター</p>
<p>青少年教育相談事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年教育相談担当所属の心理相談員（臨床心理士）が、児童・生徒の学校・家庭・社会生活における様々な不安や悩みの相談に対応し、心のケアに努めます。 ■ 必要に応じて、学校や関係機関との連携を図り、組織的な支援に取り組みます。 	<p>教育センター</p>

重点施策8 民間団体との連携を強化する

地域における様々な機関との支援体制整備のため、民間団体との連携を強化します。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課

(2) 地域における連携体制の確立

事業名	内容	担当部署
自立支援協議会（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市及び関係機関等が、障がいのある方への支援の体制に関する地域の課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的として、地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議を行います。 	障がい福祉課
地域生活支援拠点等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、病院や親元からの地域移行をしやすいするため、障がいのある方が安心して地域生活を送れるように、支援に必要な5つの機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）について面的整備の充実をすすめます。 	障がい福祉課

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 ■ 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。 	保健予防課

（3）民間団体の取組や相談事業に対する支援

事業名	内容	担当部署
市民活動サポートセンター管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 茅ヶ崎市民活動サポートセンターの管理運営を通して、多様な主体による社会的課題の解決や主体間の連携を推進します。 	市民自治推進課
重層的支援体制整備事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。 	地域福祉課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 ■ 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。 	保健予防課

重点施策9 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

子ども・若者のライフステージや立場等、置かれている状況に応じた自殺対策を実施します。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

事業名	内容	担当部署
いじめ問題対策連絡協議会事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめの防止等に向け、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成する「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」を運営し、情報交換及び連絡調整を行います。 	こども育成相談課
いじめ防止対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」において、いじめ防止等のための調査研究を行うとともに、調査会で調査研究した内容について、「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」等において情報共有を図り、市全体でいじめ問題に取り組む体制を構築します。 ■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動・長期欠席等に関する調査等から、各学校の実態や課題を把握し、いじめ・問題行動等に係る未然防止・早期発見・早期対応に努めます。 ■ 「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」において、いじめ防止等の取組の推進に資するため、児童・生徒による主体的ないじめ防止等の取組について共有を図るとともに、参加児童・生徒が、ワークショップを通して、いじめ防止等の取組に係る実践的な力を身に付けます。 	学校教育指導課

(2) 学生・生徒等への支援の充実

事業名	内容	担当部署
<p>児童・生徒指導事業（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。 ■ 児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行います。 ■ 講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。 ■ 学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカーを派遣します。 ■ 各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。 	<p>学校教育指導課</p>

事業名	内容	担当部署
スクールカウンセラー配置活用事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーを各学校に配置します。 ■ 心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。 	教育センター
青少年教育相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年教育相談担当所属の心理相談員（臨床心理士）が、児童・生徒の学校・家庭・社会生活における様々な不安や悩みの相談に対応し、心のケアに努めます。 ■ 必要に応じて、学校や関係機関との連携を図り、組織的な支援に取り組みます。 	教育センター
ネットパトロール事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ インターネット上で SNS の書き込み検索等を継続的に行い、市内の児童・生徒が悩んでいる様子等をキャッチし、学校と連携する中で、適切な対応につなげています。 	青少年課

（3）SOSの出し方に関する教育等の推進

事業名	内容	担当部署
SOSの出し方に関する教育（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ SOSの出し方に関する定期的な教育を各学校に促し、SOSを出しやすい環境づくりを促進します。 	学校教育指導課

(4) 子どもへの支援の充実

事業名	内容	担当部署
家庭児童相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。 ■ 保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。 	こども育成相談課

(5) 若者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
女性のための相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 中学生に向けたデートDV予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。 	多様性社会推進課
重層的支援体制整備事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。 	地域福祉課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。 	地域福祉課

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

（6）知人等への支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。 	保健予防課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

（7）子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。 	保健予防課

重点施策10 勤務問題による自殺対策を更に推進する

職場におけるメンタルヘルス対策や様々な勤務問題への対策を推進します。

(1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の管理運営(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 勤労市民会館で行われる講座・セミナーを通じた普及啓発を行います。 	産業観光課
自殺対策推進事業(普及啓発)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	内容	担当部署
地域・職域連携推進協議会(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域保健と職域保健と職域保健を担う組織の有機的連携により、青年期・壮年期の勤労者の健康を向上させ、住民の生涯を通じた継続的な健康管理を支援します。 	地域保健課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(普及啓発)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行うほか、企業等へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。 	保健予防課

(3) ハラスメント防止対策の普及啓発

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館 の管理運営 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 勤労市民会館で行われる講座・セミナーを通じた普及啓発を行います。 	産業観光課
自殺対策推進 事業（普及啓 発）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。 	保健予防課

重点施策11 女性の自殺対策を更に推進する

妊産婦への支援や女性が抱える様々な悩みや問題への対策を推進します。

(1) 妊産婦への支援の充実

事業名	内容	担当部署
女性のための相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 中学生に向けたデートDV予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。 	多様性社会推進課
母子訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提出された出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問に振り分け、保健師、助産師、主任児童委員、栄養士等が訪問し、対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。 ■ すべての対象者に連絡、訪問することで、相談に出向いてくることができない対象者を早期に把握し、継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。 	こども育成相談課

事業名	内容	担当部署
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行います。 ■ 母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、支援を行います。 	こども育成相談課

(2) コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援

事業名	内容	担当部署
女性のための相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 中学生に向けたデートDV予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。 	多様性社会推進課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。 	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 ■ うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。 	保健予防課

第4節 本計画の推進体制と評価

1 本計画の推進体制

本市の自殺対策を効果的に実施していくために、「茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会」及び「茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会」において、行政、関係機関等と連携し、総合的に推進します。

<p>茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会</p> <p>役割 本計画の改定及び変更、並びに施策の推進に関して調査、審議を行う。</p> <p>構成員 公募市民、公共的団体等の代表者、医療に関する団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験者</p>	<p>茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会</p> <p>役割 庁内の関係部署との密接な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進する。</p> <p>構成員 関係課の課長級職員</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 本計画の進捗管理・評価

本計画を効果的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

評価については、「自殺死亡率の数値目標の達成度」、「本市の自殺の状況」のほか、「重点施策の取組状況」においては、各課の取組状況や実績の報告、課題等の情報収集、ヒアリング等の情報をあわせて総合的に評価を行います。

